

5月市議会臨時会



平成26年第2回市議会臨時会を5月16日(金)に開催しました。

今議会では、市長から提出された国の経済対策関連補正予算などに伴う平成26年度新居浜市一般会計補正予算議案、新居浜市固定資産評価員の選任などの人事議案2件、報告議案3件について審議を行い、採決の結果、次の議決結果一覧のとおり決定しました。

また、任期満了に伴い、各常任委員、議会運営委員が選任され、副議長が新しく就任しました。

平成26年第2回新居浜市議会臨時会 議決結果一覧

【市長提出分】

議案番号	件名	概要	議決結果
議案	43 平成26年度一般会計補正予算(第1号)	国の平成25年度補正予算を受けて実施する、地域人づくり事業などの施策費について予算措置するもの(補正額9,559万1千円増)	原案可決
	44 新居浜市固定資産評価員の選任について	辞任に伴い新たに選任するもの(藤田佳之氏)	同意
	45 新居浜港務局委員会の委員の任命について	“(樋口志朗氏)”	“ ”
報告	5 専決処分した事件の承認について(新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、専決処分したもの	承認
	6 専決処分した事件の承認について(新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行され、新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、専決処分したもの	“ ”
	7 専決処分した事件の承認について(平成25年度一般会計補正予算(第8号))	地方交付税等が確定したことに伴う財源補正および財政調整基金等への積立措置等について、補正予算を専決処分したもの	“ ”

5月市議会臨時会 委員会審査

5月市議会臨時会では、平成26年度一般会計補正予算議案について、4つの常任委員会において審査を行いました。主な審査内容は次のとおりです。

◎別子山未来プロジェクト事業費について

問 主な事業内容は？

別子校区連合自治会との協議の結果、新しい取り組みとして、朝鮮人参りとサトウカエデの栽培や、媛っこ地鶏の育成に取り組んでいきます。

◎地域人づくり求職弱者就労・社会参加促進事業費について

問 事業内容は？

新規雇用者に、キャリアアカウンセラール講座などを受講していただくこと。また、(求職弱者に対して)自立支援講座や短期的な就労訓練を実施して、就職支援を行うものです。

◎地域人づくり介護人材確保
支援事業費について

問 6人の新規雇用を予定しているということですが、どこに申し込むのですか、また、委託先事業所はどこですか？

答 委託する予定の事業所がハローワークに求人をして募集することになります。委託先事業所は社会福祉法人すいよう会とアビリティセンター株式会社2か所の予定です。

副議長就任あいさつ



副議長
大條 雅久

先の臨時議会におきまして、副議長に選任いただき感謝と責任を感じております。昨年、新居浜市議会が制定した議会基本条例を基に常に市民から信頼される市議会であるよう努めてまいります。議会が公正かつ円滑に運営されるよう議長を補佐し副議長の職務に全力を尽くす所存です。

新委員紹介

常任委員会は、予算・条例などの議案や、請願などを専門的かつ効率的に審査、調査するために設置している常設の機関です。新居浜市議会には次の4つの常任委員会があります。また、議会運営委員会は、議会を円滑に運営するために設けられた委員会で、議会の日程や議案の取り扱いなどを協議しています。
(委員は議席順で掲載、敬称略)

【企画総務委員会】



加藤 喜三男



仙波 憲一



伊藤 初美



岡崎 博



佐々木 文義



副委員長
水田 史朗



委員長
大石 豪

【福祉教育委員会】



山本 健十郎



近藤 司



白旗 愛一



高須賀 順子



岩本 和強



副委員長
篠原 茂



委員長
藤原 雅彦

【市民経済委員会】



委員長
永易英寿



副委員長
高塚広義



川崎利生



藤田豊治



藤田幸正



伊藤優子

【環境建設委員会】



委員長
伊藤謙司



副委員長
三浦康司



太田嘉一



大條雅久



高橋一郎



真木増次郎

【議会運営委員会】

◎白旗愛一、○大石豪、岩本和強、藤田豊治、高橋一郎、真木増次郎
(◎は委員長、○は副委員長、委員は議席順で掲載、敬称略)

◎**会議録の公開について**
5月市議会臨時会の審議内容は、8月下旬以降、市議会ホームページ内の「本会議会議録」で見ることが出来るほか、各公民館、各支所、別子銅山記念図書館などで会議録の閲覧ができます。

◎傍聴にお越しください

市議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。また、委員会は委員長の許可を得て傍聴することができます。市議会の活動状況や市政の方針などについて、身近に触れることができますので、ぜひ傍聴にお越しください。



傍聴席の様子
(上の階が傍聴席)

議会活動報告

議員全員協議会

(4月25日(金) 午後1時)



議員全員協議会は、市政に関する重要な事項などについて全議員で協議するため必要に応じて開催しています。

4月25日に開催した協議会では、次の事項について市長から説明を受けるとともに質疑応答を行いました。

- ① 端出場温泉保養センターの整備計画案(温泉施設は縮小して継続、子ども用施設の設置など)
- ② 新居浜駅周辺のまちづくり(駅南地区を予讃線の高架化を前提としない整備方針で検討していくこと、駅前32街区の民有地買収後の整備計画案)

請願・陳情

市議会では、市民の皆さんからの要望が、請願や陳情として提出された場合、審査をして採択、不採択の意思を決定します。
採択された請願・陳情は、市政に関係するものであれば、市長に對してその内容を送付し、実現を要請します。また、市民の生活に関わる問題で、それが国などの仕事であれば、関係機関に対して市議会の意思を伝え、解決を求めるなどします。

Q 請願と陳情の違いは？

A 市議会議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情と言います。

また、請願は日本国憲法に定められた国民の権利の一つです。請願と陳情は、手続きや根拠が異なりますが、要望を述べるといふ点では、相違ありません。

Q 提出期限は？

A 請願書・陳情書の提出期限は定例会の招集告示日の翌日午後5時です。ただし、招集告示日の翌日が休日の場合は招集告示日となります。

また、提出期限以降に受け付けたものは、次の定例会で審査します。

Q 提出方法は？

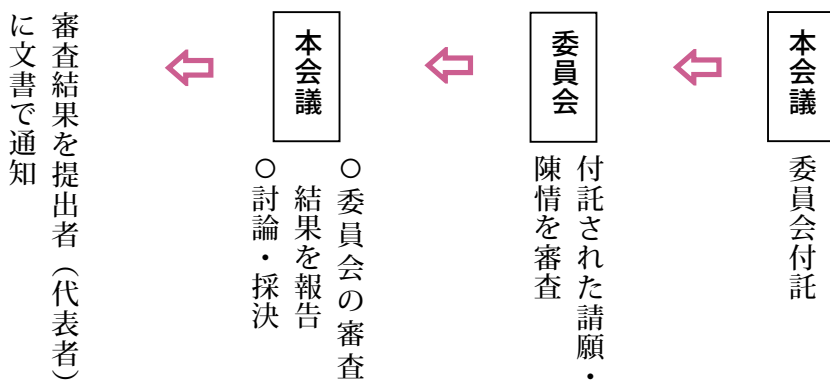
A 次の①から④の必要事項を日本語で表記し、押印の上、新居浜市議会議長宛てに提出してください。

- ① 請願・陳情の趣旨
 - ② 提出年月日
 - ③ 請願者・陳情者の住所・氏名（法人の場合にはその名称と代表者の氏名）
 - ④ 表題は「請願（書）」または「陳情（書）」と題し、「要望書」という表題は使わないでください。
- なお、請願書は紹介議員の署名または記名押印が必要です。
様式例については、市議会ホームページに掲載しています。

市議会ホームページ
<http://www.city.niihama.lg.jp/gikai>

Q 提出後の審査の流れは？

A 請願書、陳情書を受理した後の審査の流れは次のとおりです。
（住所が市外の人から提出された陳情書については、審査は行わず、所管の委員会への参考配付となります。）



議会用語の豆知識 ①

▼定例会と臨時会

市議会には、定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。新居浜市では定例会を2月、6月、9月、12月の年4回開いています。

▼専決処分

議会が議決すべき条例、予算などについて、緊急を要し議会を開催する時間がないなど特定の場合に、市長が議会に代わって決定することです。市長が専決処分を行った場合、次の議会で報告し、承認を得る必要があります。ただし、議会の議決により、あらかじめ指定した軽易な事項について専決処分を行った場合は、次の議会で報告のみ行い、承認は必要としません。



議事課 065-1321

FAX 65-1322